

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 2 年 8 月 11 日 (火曜日)

定期 第 130 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料  
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部 三六三円 (消費税及び地方消費税込み)

発行  
横浜市中央区日本大通一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜(〇四五)二一〇一一二一

印刷  
横浜市鶴見区矢向三一五―二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

目次	ページ		
○告示		道路の区域変更 (県土整備・道路管理課)	465
手数料の徴収事務の委託 (2件) (福祉子どもみらい・障害サービス課)	465	○公告	
公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令による公衆浴場入浴料金の価格の統制額の指定 (健康医療・生活衛生課)	465	公共測量の実施通知 (県土整備・建設業課)	466
		公共測量の終了通知 (2件) (県土整備・建設業課)	466
		事務所の所在地等を確知できない宅地建物取引業者 (県土整備・建設業課)	466

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

## 告 示

### 神奈川県告示第328号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第1項の規定により、次のとおり手数料の徴収の事務を委託した。

令和 2 年 8 月 11 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 委託を受けた者  
秦野市南矢名三丁目 2 番 1 号  
社会福祉法人かながわ共同会
- 委託に係る手数料の種類  
神奈川県立の障害者支援施設に関する条例 (平成18年神奈川県条例第 5 号) 第 9 条第 2 項に規定する津久井やまゆり園、愛名やまゆり園及び厚木精華園における手数料
- 委託の期間  
令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

### 神奈川県告示第329号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第1項の規定により、次のとおり手数料の徴収の事務を委託した。

令和 2 年 8 月 11 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 委託を受けた者  
鎌倉市植木18番地  
社会福祉法人清和会
- 委託に係る手数料の種類  
三浦しらとり園条例 (昭和58年神奈川県条例第 2 号) 第 9 条第 1 項に規定する三浦しらとり園における手数料
- 委託の期間  
令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

### 神奈川県告示第330号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令 (昭和32年厚生省令第38号) 第 2 条の規定により、公衆浴場入浴料金の価格の統制額を次のように指定し、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令による公衆浴場入浴料金の価格の統制額の指定 (平成26年神奈川県告示第439号) は、令和 2 年 8 月 31 日限り廃止する。

令和 2 年 8 月 11 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

#### 1 公衆浴場入浴料金

12歳以上の者の入浴料金	6歳以上12歳未満の者の入浴料金	6歳未満の者の入浴料金
490円	200円	100円

- 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であつて、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるもの以外の公衆浴場の入浴料金については、1の規定は適用しない。

### 神奈川県告示第331号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県厚木土木事務所東部センターにおいて、令和 2 年 8 月 11 日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 8 月 11 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 道路の種類  
県道
- 路線名  
杉久保座間
- 道路の区域

この公報は再生紙を使用しています

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	敷地の延長
海老名市杉久保北二丁目1,083 番1地先から	旧	5.1メートル から	42メートル
同 番1地先まで		5.7メートル まで	
同	新	5.5メートル から 7.7メートル まで	同

## 公 告

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、藤沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和2年8月11日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類  
公共測量（修正測量 地図情報レベル2,500）
- 2 測量の地域  
藤沢市全域（69.56km<sup>2</sup>）
- 3 測量の期間  
令和2年6月29日から令和3年3月15日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神奈川県横須賀土木事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。

令和2年8月11日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量、用地測量、現地測量及び路線測量）
- 2 測量の地域  
逗子市小坪三丁目地内ほか
- 3 測量の期間  
令和元年8月11日から令和2年3月30日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神奈川県平塚土木事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。

令和2年8月11日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量及び用地測量）
- 2 測量の地域  
伊勢原市上粕屋地内
- 3 測量の期間  
令和元年11月29日から令和2年3月27日まで

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法第67条第1項の規定により公告します。

令和2年8月11日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 商号又は名称 株式会社クラシスプランニング
- 2 代 表 者 亀井 隆
- 3 主たる事務所 横浜市港北区新横浜三丁目13番6号新横浜葉山第3ビル2F
- 4 免 許 番 号 神奈川県知事(2)第27641号
- 5 免 許 年 月 日 平成27年10月15日